

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R5.11.1	住居表示変更	変更前	郵便局	531180	志々郵便局	-	島根県飯石郡飯南町八神117-1	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	531180	志々郵便局	-	島根県飯石郡飯南町117-7	○	○	○	○	○	○	-	
R5.11.1	住居表示変更	変更前	郵便局	904060	札幌西野中郵便局	-	北海道札幌市西区西野三条7-1-42	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	904060	札幌西野中郵便局	-	北海道札幌市西区西野三条7-1-45	-	○	○	○	○	○	-	
R5.11.3	住居表示変更	変更前	郵便局	740370	二丈郵便局	-	福岡県糸島市二丈深江884-13	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	740370	二丈郵便局	-	福岡県糸島市二丈深江3-11-11	-	○	○	○	○	○	-	
R5.11.6	住居表示変更	変更前	郵便局	511950	宮内郵便局	-	広島県廿日市市宮内1065-4	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	511950	宮内郵便局	-	広島県廿日市市宮内3-5-24	-	○	○	○	○	○	-	
R5.11.13	住居表示変更	変更前	郵便局	401260	貝塚久保郵便局	-	大阪府貝塚市久保89-2	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	401260	貝塚久保郵便局	-	大阪府貝塚市久保2-11-35	-	○	○	○	○	○	-	
R5.11.14	契約解除	変更前	営業所	118470	長野新諏訪簡易郵便局	○	長野県長野市新諏訪1-6-21	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R5.11.17	契約解除	変更前	営業所	738040	えびの上江簡易郵便局	○	宮城県えびの市上江1177-11	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R5.12.1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	128210	夷浜簡易郵便局	○	新潟県上越市夷浜280-1	-	○	○	×	○	○	-	
R5.12.1	住居表示変更	変更前	営業所	438890	小畑簡易郵便局	○	兵庫県神崎郡市川町東川辺九鬼224-7	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	438890	小畑簡易郵便局	○	兵庫県神崎郡市川町東川辺224-7	○	○	○	×	○	○	-	
R5.12.1	契約解除	変更前	営業所	517130	能登原簡易郵便局	○	広島県福山市沼隈町能登原1469-1	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R5.12.1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	648210	馬瀬簡易郵便局	○	高知県長岡郡大豊町馬瀬2363	○	○	○	×	○	○	-	



法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R5.12.30	契約解除	変更前	営業所	128110	新津七日町簡易郵便局	○	新潟県新潟市秋葉区七日町1003	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R5.12.30	契約解除	変更前	営業所	537870	湯町簡易郵便局	○	島根県松江市玉湯町湯町762-10	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R5.12.30	契約解除	変更前	営業所	647660	春遠簡易郵便局	○	高知県幡多郡大月町春遠481	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R5.12.30	契約解除	変更前	郵便局	748940	松浦台簡易郵便局	○	福岡県糟屋郡篠栗町和田4-17-29	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

注2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

注3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

注4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

注5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。